

令和 6 年度勝央町内部統制評価報告書（令和 5 年度分）

勝央町は、「勝央町内部統制基本方針」（平成 31 年 3 月 1 日策定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 【内部統制の整備及び運用に関する事項】

長の責任

勝央町長は、勝央町の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、勝央町においては、「基本方針」を策定し、当該方針に基づき町の事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行うこととしています。

(1) 内部統制の基本的枠組み

- ① 内部統制の基本となるリスク（町の組織目的の達成を阻害する要因）の識別・洗い出しを実施する。
- ② 識別された各リスクについて重要度（優先的に対応すべきリスクかどうか。）の評価を実施する。
- ③ リスクについての事前対策、事後措置の決定をした上、リスクチェックシートに記載する。

人事異動等によって事務引継ぎが生じた場合、リスクチェックシートを引継ぎ資料とし、リスク管理の対象と内容を引き継ぐこととしています。

内部モニタリング担当者による、内部統制の運用状況の調査（内部モニタリング）を行い、内部統制会議において、各部署におけるリスクチェックシートの作成状況、内部モニタリングの実施状況、内部統制体制の整備及び運用に関する状況进行评估します。

上記評価の結果を本調査報告書に記載し、監査委員の意見を付した上で議会に報告し、あわせて町民に公表することとなっています。

また、上記評価結果及び監査委員の意見は、各部署に周知して内部統制体制の徹底を図ることとなっています。

(2) 内部統制の対象事務

勝央町においては、財務に関する事務に限ることなく、町の事務全般にわたって内部統制の対象としています。

2 【内部統制手続の経過】

(1) リスク単位事務の分類作業

モニタリング実施者と各事務の従事者の視点、着眼点を近づけることを目的として、各事務の特性に応じた「事務特性」という識別区分を設ける分類作業を実施しました。

(2) 重点モニタリング（令和 6 年 11 月 27 日）

内部モニタリング担当者（副町長が選任する職員 3 名及び総務部職員 3 名）が、各部署の作成したリスクチェックシートのうちの一部の事務について、リスクチェックシートの記載内容及び内部統制の運用状況を調査しました。（各部 3 種類の事務）

- ① リスクチェックシートの引継ぎ状況
- ② リスクチェックシートの問題点
- ③ リスク識別、評価、並びに事前及び事後の対策の適切性
- ④ 期間中のリスク事案の有無及びその内容
- ⑤ 日常モニタリングの実施状況

内部モニタリングにおいて、リスクチェックシートの記載内容について、疑義・指摘のあったものについて、各部署において、修正・追加等行い見直しを図りました。

3 【内部統制体制の整備及び運用に関する評価】

(1) 評価対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(2) 評価基準日

令和6年3月31日

(3) 評価方法

- ① 内部モニタリングの対象とした、リスクチェックシートに係る事務について、リスクチェックシートの内容及び内部モニタリングの結果に基づき、これらの事務について内部統制体制の整備及び運用が有効かつ適切になされているかどうか。
- ② 今年度実施した内部統制体制が有効かつ適切なものであるかどうか。
上記の各項目について、内部統制会議構成員により評価を実施しました。
- ③ 「事務特性」区分の設定や、設定内容の妥当性を確認し、その上で、事務特性に応じたリスクの洗い出し、評価、対策の合理性等を確認しました。

4 【内部統制評価の結果】

モニタリングを行ったリスクチェックシートは、おおむね妥当と判断されますが、改善の余地があるものや、記載誤りなどもあり、作成した各部署において再検討及び修正を求めることとしました。

なお、チェックシートの加筆修正については、「事務特性」という分類指標に応じたリスク分析、評価、対策となるよう指導することとし、モニタリング実施者に対しても「事務特性」に着目していただき、両者が同じ視点で内部統制を実施できるよう対策を講じていきます。

5 【不備の是正に関する事項】

上記内部統制評価に係る不備等については、各関係部署へ対策を講じるよう指示します。

今後においても、チェック体制の強化を行い、マニュアルの遵守、情報共有、研修の実施などにより再発防止に取り組むこととします。

令和7年2月5日

勝央町長 水 嶋 淳 治